令和6年度 第 1 回

国民健康保険運営協議会

令和6年8月31日(土)

〇ひやま会長 本日は、お暑い中、またお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとう ございます。

本日の進行をいたします会長のひやまでございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本日の会議は、終了時間を17時としております。活発な御審議をいただけるよう、会議 の円滑な進行に努めてまいりますので、皆様御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。 それでは、令和6年度第1回新宿区国民健康保険運営協議会を開催いたします。

最初に、事務局より各委員、保険者、事務局職員の紹介と、本日の委員の出欠などについ て御報告をお願いいたします。

〇石原健康部長 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局の健康部長、石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 では、着座にて失礼いたします。

今回は、令和6年度の1回目の国民健康保険運営協議会でございますので、委員の皆様を 御紹介させていただきます。恐縮ですが、名簿に沿ってお名前をお呼びいたしますので、 その際は御起立くださいますようお願いいたします。

初めに、被保険者を代表する委員の皆様を御紹介します。 石井裕委員でございます。

- **〇石井裕委員** よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** 櫻井久美子委員でございます。
- ○櫻井委員 櫻井です。よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 清谷眞委員でございます。
- **〇清谷委員** よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** 石井やよい委員でございます。
- **〇石井やよい委員** よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 白井和美委員でございます。
- **〇白井委員** よろしくお願いいたします。
- 〇石原健康部長 髙井江美子委員でございます。
- **〇髙井委員** よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 岡田幸男委員でございます。

- **〇岡田委員** 岡田です。よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 田中稔委員でございます。
- **〇田中委員** よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** 森美樹子委員でございます。
- **〇森委員** よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員の皆様を御紹介します。 岡部富士子委員でございます。
- ○岡部委員 岡部です。よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 星野洋委員でございます。
- **〇星野委員** よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** 橋口一弘委員でございます。
- **〇橋口委員** 橋口でございます。よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** 入交重雄委員でございます。
- **〇入交委員** よろしくお願いします。
- 〇石原健康部長 海谷幸利委員でございます。
- **〇海谷委員** よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** 石川博基委員でございます。
- **〇石川委員** お願いします。
- **〇石原健康部長** 荻堂博委員でございます。
- **〇荻堂委員** よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** また、本日御都合が合わず御欠席ですが、安藤策郎委員と原武史委員がいらっしゃいます。

次に、公益を代表する委員の皆様を御紹介します。 野口晴子委員でございます。

- **〇野口委員** よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 大津唯委員でございます。
- **〇大津委員** よろしくお願いいたします。
- ○石原健康部長 会長のひやま真一委員でございます。
- **〇ひやま会長** よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 野もとあきとし委員でございます。

- **〇野もと委員** お願いいたします。
- **〇石原健康部長** 下村治生委員でございます。
- **○下村委員** よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 木もとひろゆき委員でございます。
- **〇木もと委員** よろしくお願いいたします。
- ○石原健康部長 川村のりあき委員でございます。
- **〇川村委員** よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 山口かおる委員でございます。
- **〇山口委員** よろしくお願いいたします。
- ○石原健康部長 古畑まさのり委員でございます。
- **〇古畑委員** よろしくお願いします。
- **〇石原健康部長** 次に、本日御欠席ですが、被用者保険等保険者を代表する委員として2名、 君塚辰夫委員と大石昇委員がいらっしゃいます。

以上、29名の委員の御紹介を終了いたします。

続きまして、保険者と事務局職員を紹介させていただきます。

保険者の吉住健一新宿区長でございます。

- **〇吉住区長** よろしくお願いいたします。
- ○石原健康部長 寺田好孝副区長でございます。
- ○寺田副区長 どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○石原健康部長 菅野秀昭健康部副部長でございます。
- ○菅野健康部副部長 よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 髙藤光子健康づくり課長でございます。
- ○髙藤健康づくり課長 どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** 井出修医療保険年金課長でございます。
- **〇井出医療保険年金課長** 井出でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇石原健康部長** そして、私は健康部長、石原美千代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、保険者と事務局職員の紹介をさせていただきました。

続きまして、本日の委員の御欠席についてです。

先ほど御紹介の際にも申しましたが、保険医・保険薬剤師を代表する委員の安藤策郎委員

と原武史委員、被用者保険等保険者を代表する委員の君塚辰夫委員と大石昇委員、こちらの4名につきましては、御都合により本日御欠席の旨、事前に御連絡をいただいております。

以上、事務局からの御報告でした。

それでは、会長にお返しいたします。

〇ひやま会長 それでは、会議の定足数を確認いたします。

本日、会場に御出席いただいております委員は、会長を含め25名、欠席が4名となります。したがいまして、新宿区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項に基づき、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、新宿区国民健康保険運営協議会規則第8条第2項に基づき、会議録の署名委員を森美樹子委員と荻堂博委員にお願いしたいと思います。御両名様、よろしくお願い申し上げます。

では、本日の運営協議会の傍聴について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

諮問機関である当会議の傍聴につきましては、公開が原則となっておりますので、傍聴を 許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇ひやま会長 異議なしとのことですので、傍聴を許可することといたします。

それでは、事務局の方、傍聴者の入場をお願いいたします。

(傍聴者入場)

〇ひやま会長 それでは、ここで議題に入る前に、保険者である区長から御挨拶をいただきます。

区長、よろしくお願いいたします。

区長。

〇吉住区長 区長の吉住健一でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から新宿区国民健康保険の安定的な運営に御協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和6年度第1回目となります本日の新宿区国民健康保険運営協議会では、マイナンバーカードの健康保険証の一体化に伴う条例・規則の改正について、委員の皆様に御審議いただきたく、諮問させていただきました。後ほど担当課長が詳細を御説明いたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

〇ひやま会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、諮問事項についてです。

今回、新宿区長より「マイナンバーカードの健康保険証の一体化に伴う条例・規則の改正」 について諮問されております。

では、この諮問事項について、事務局から説明をお願いいたします。

医療保険年金課長。

〇井出医療保険年金課長 では、私のほうから、今回のこの諮問内容に関しまして御説明させていただきます。

事前にお配りをしました令和6年度第1回新宿区国民健康保険運営協議会の審議事項資料、 こちらのほうをお手元に御準備お願いいたします。

まず、こちらのほうを開いていただきますと、諮問事項、マイナンバーカードの健康保険 証の一体化に伴う条例・規則の改正についてでございます。

では、内容のほうを説明させていただきます。

デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて、国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、こちらが公布されました。令和6年12月2日以降、現行の健康保険証等が廃止となり、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)、これによるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとされました。

マイナ保険証の保有者、いわゆるお持ちの方に関しましては、資格情報のお知らせという ものを交付し、マイナ保険証を保有していない方、こちらに関しましては資格確認書を交 付する等、新たな国民健康保険制度の対応が求められることから、今回、新宿区国民健康 保険条例等の規定整備を行うこととなります。なお、令和6年12月2日を施行予定とする ものでございます。

具体的な条例、規則の改正に関しましては、下段のブルーの枠の中のものが対象になるものでございます。

まず、1番といたしまして、新宿区国民健康保険条例、こちらが改正になるものでございますが、改正内容といたしましては、被保険者証に関する規定の整備等でございます。

2つ目、新宿区の国民健康保険条例の施行規則でございます。こちらの改正内容といたし

ましては、被保険者証に関する規定の整備及び資格情報のお知らせ、資格確認書の様式、 申請手続等の整備を行うものでございます。

最後、3つ目、新宿区の国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の施行規則、こちらの 内容を改正するものでございまして、改正内容といたしましては、被保険者証に関する規 定の整備という内容のものでございます。

諮問事項としては以上でございまして、あわせまして、参考資料、こちらを御覧いただけますでしょうか。

こちらは、今回の法の改正に基づく内容に関しまして、国の資料を中心に内容を整理した ものでございます。

まず、1枚目、マイナンバー法の改正による国民健康保険法の主な改正内容でございます。 改正内容といたしましては、先ほど御説明したとおり、マイナ保険証によるオンライン資 格確認を基本とする仕組みに移行するという内容でございます。

マイナ保険証保有者の方には、自身の被保険者資格情報を容易に把握できるよう、資格確認情報のお知らせというものを交付します。

マイナ保険証を保有していない方には資格確認書を交付いたします。

米印のところでございますけれども、これまで70歳以上の方には別の利用証をお配りしていましたけれども、記載情報の中に負担割合というものを含んだ1枚のものというふうな形でこれからは使えるようになるというものでございます。原則として申請による交付という形になるところでございます。

それで、現行の健康保険証、短期被保険者証、資格証明書に関しましては廃止をするとい うものでございます。

ただし、米印にありますとおり、令和6年12月1日時点で手元にある有効な保険証に関しましては、12月2日以降に関しましても、最長1年間は使用可能というところになってございます。有効期限が令和7年12月1日の前に切れる場合は、その有効期限までとさせていただくものでございます。

最後でございますけれども、新宿区といたしましては、現在発行済みの健康保険証に関しましては、最長、令和7年9月30日までが有効期限となりますので、そちらまでは使用可能という形になるところでございます。

次のページを御覧ください。

先ほど口頭で、文言でもありました資格情報のお知らせというものはどういうものかとい

うところが、参考例としてページの左側にA4判でお示しをしてございます。具体的には、マイナ保険証をお持ちの方に関してはこのようなペーパーでお知らせをするという形になります。中段のところにQRコードが書いてございますけれども、そこでスマホ等でこちらのほうを読み取っていただくと、マイナポータルにつながって、その御本人の資格情報が確認できるというものになっているというところでございます。

記載内容に関しましては、右側に書いてあるとおりというようなところになっているものでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

次は、マイナ保険証をお持ちでない方、こちらの方に資格確認書というものをお渡ししますけれども、この資格確認書の例という形になります。こちらは、現在お使いのものと同じようにカード型のタイプになっているものというところでございます。記載内容に関しまして従来と違うところは、中段のところにありますけれども、負担割合というふうなところが新たにここに記載されるという形になるところでございます。資格確認書に関しましてはこのようなものをお出しするというふうな形を、今現在、国のほうで、また区のほうでも十分進めておるというところでございます。

最後のところに関しましては、参考資料としておつけしました。一応マイナ保険証のオン ライン確認の概要という形になりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

資料の説明に関しましては以上でございます。

〇ひやま会長 以上で事務局の説明は終わりました。

それでは、諮問事項に対し質疑を行います。各分野の皆様から幅広い意見を伺いたいと思います。

では、まず被保険者を代表する委員の皆様、窓側2列の皆様でございます。御質問のある 方は御発言をお願いいたします。

(発言の声なし)

〇ひやま会長 よろしいでしょうか。

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員の皆様、廊下側2列の皆様でございます。御質 間のある方は御発言をお願いいたします。

(発言の声なし)

〇ひやま会長 よろしいでしょうか。

次に、公益を代表する委員の皆様、真ん中の2列でございます。御質問のある方、御発言

をお願いいたします。

川村委員。

〇川村委員 川村です。何点か質問させていただきたいと思います。

まず、参考資料ということで、こちらのほうの説明をしていただきまして、3ページ目の 資格確認書のところなんですが、こちら、「ただし、当分の間、マイナ保険証を保有して いない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が職権で 交付する」というふうになっていますけれども、これについては今どのような検討がされ ているでしょうか。

- **〇ひやま会長** 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 現在、この12月2日以降の取扱いに関しましては、国の政令がまだ出たばかりというふうなところでございますので、そちらの政令の内容をよく読み込みまして、どういう形で職権で交付をするのかというふうなところを区内でよく検討いたしまして、そういったところで取扱いをどうするかというふうなところを今後検討してまいりたいというところでございます。
- 〇ひやま会長 川村委員。
- ○川村委員 実際そのマイナ保険証ということで、マイナンバーカードに保険証の機能をひもづけたかどうか忘れてしまったりですとか、あるいはこの12月2日以降の扱いについてよく分からないとか御存じない、もう保険証がなくなってしまうということ自体御存じないという方もいらっしゃるという中では、ほかの自治体では一律に交付するというようなことを決めているようなところもあるようですけれども、それについて把握している内容があればお伺いしたいと思います。
- 〇ひやま会長 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 区内におきましても、現在マイナ保険証のひもづけをしている方というのが、国保の中央会からのデータという形になりますけれども、36.55%という形になります。ただし、実際レセプトデータから引っ張った、いわゆるマイナ保険証を実際に保険証として利用した方に関しましては、レセプトデータ的には8.4%という形になります。基本的にマイナ保険証を持っているんだけれども、例えばそのひもづけをしていることを認識せずにそのまま紙ベースで利用している方というのもかなり数がいらっしゃるというふうな状況なのかなという感想でございます。そういった状況を鑑みながら、どういう形でいわゆるお知らせを配るのか、資格確認書というものを配るのかというふうなところは、

判断材料として今後検討していきたいと思っているところでございます。

また、委員おっしゃいましたとおり、ほかの市町村の動向とかの中でも、やっぱり資格確認書オンリーにするところですとか、国の示した指針どおりに行うというふうなところ、様々でございます。ただ、23区の課長会の中でもやっぱり議論が分かれてるというふうな状況でございまして、政令が出たところでございますので、そういったところも読み込んだうえで、今後また国からQ&Aもかなり出るかと思いますので、そういったところを十分把握しながら、区民の方が安定して医療機関にかかれるような形で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〇ひやま会長 川村委員。

○川村委員 今のひもづけている方が36.55%、レセプトで見ますと8.4%ということで、本当にマイナ保険証という形で使われている方というのは、実際にはその程度しかいないということでは、本当に今課長おっしゃったように、一つは混乱なく、そしてまた安心してこの国民健康保険制度を利用していただくということがなくてはいけないというふうに思いますので、そういう立場で臨んでいただきたいということは要望したいと思います。

そこは丁寧にやっていただきたいということですし、また国のほうで、もう期限を切って 進めていくということですので、それは理解するところではあるんですけれども、先日、 東京保険医協会さん、結構な割合を組織されている保険医の皆さんの団体と懇談する機会 もあったんですけれども、やはりマイナ保険証ということについては、従来の保険証を継 続するということのほうが合理的ではないかですとか、私どもも健康保険証の存続という ことを求めているという立場は変わりがないということですので、この諮問事項について は賛成できないという立場であることは表明しておきたいと思います。

以上です。

〇ひやま会長 ほかございますでしょうか。

山口委員。

〇山口委員 山口かおるです。

幾つかお尋ねしたいんですけれども、まず資格確認書の発行であったり、発行情報のお知らせに係る事務負担において、区の予算というのはどのぐらいになりますでしょうか。

- 〇ひやま会長 医療保険年金課長。
- **〇井出医療保険年金課長** 紙ベースというふうな形になりますので、ちょっとまだ国のほうから仕様に関する部分の細かいところが来ていませんので、そのプリントアウトの期間がど

のぐらいなのかというようなところと、参考事例になるかどうか分からないんですけれども、保険証の一斉更新に係る経費に関しましては、約3,000万円ぐらいの費用が郵送代含めてかかっておりますので、それを基準としますと、一般の全ての方にお知らせなり資格確認書というのをお送りをするというような形になりますと、封入封緘、それから郵送代ということを含めますと、それに近い金額というふうな形がかかるかもしれないというふうなところで認識させていただいているところでございます。

- 〇ひやま会長 山口委員。
- 〇山口委員 ありがとうございます。

そこの部分は、改めて国からの負担ということでよろしいでしょうか。

- **〇ひやま会長** 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 ちょっとその辺の費用負担の部分に関しまして、どういう形で補助金が入ってくるのかというふうなところがまだつまびらかになっておりませんので、その辺は十分、財源の部分に関しては確保のために要望はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。
- 〇ひやま会長 山口委員。
- **〇山口委員** ありがとうございます。かなりの費用、予算がかかるかと思いますので、ぜひ要望を続けていただきたいと思います。

また、こういった資格情報のお知らせ、確認書の配布に関して、お知らせの説明を出す場合に、御高齢の方であったり障害をお持ちの方に説明するときにすごく難しい場合があるとお聞きをしております。そのこともありますので、相談窓口などの体制はどのようにする予定でしょうか。

- **〇ひやま会長** 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 委員おっしゃいましたとおり、社会的に配慮が必要な方に関しましては、当然のことながら制度の改革がかなり異例なものになりますので、丁寧な説明というのは必ず欠かせないというふうなところで、封入するお知らせに関しましても、かなり手の込んだ、考え抜いた形での分かりやすい資料というふうなつくりを考えているところでございます。

また、区の窓口とか、または電話でもそういうお話は丁寧にお知らせをしたいと思います し、また、今現在コールセンターもございますので、そういったところでも丁寧な対応を できるような形で、一貫して分かりやすい説明ができるような準備というものを進めてま いりたいというふうに考えているところでございます。

- 〇ひやま会長 山口委員。
- 〇山口委員 ありがとうございます。

相談窓口の部分は、外国人の場合の問合せというものも対応が可能でしょうか。

- 〇ひやま会長 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 今、実際、窓口では多言語対応というふうな形もよく取りますし、またホームページに関しましてもかなり改良をいたしまして、100か国以上の言語に対応するような形で今対応できてございますので、そういったところ、あらゆる言語に対応できるような形には今現在考えているところでございますので、また、先ほど言ったコールセンター等にも、外国籍の方からの問合せ等には丁寧に対応できるような形での対応準備を整えてまいりたいと考えているところでございます。
- 〇ひやま会長 山口委員。
- **〇山口委員** 手続の部分があまりよく分からないまま病院のほうに来られる方もいらっしゃる と思いますし、その場合、病院側の事務負担というのが相当なことになってしまいますの で、引き続き相談体制は充実していっていただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

- 〇ひやま会長 古畑委員。
- **〇古畑委員** 古畑です。よろしくお願いします。

1点、まず山口委員にも関連するところなんですが、やはり病院の負担というのも、窓口 でいろいろ質問されるかなと思うんですけれども、病院であるとかクリニックさんに対し てはどのような説明をしていく予定なんでしょうか。

- **〇ひやま会長** 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 区のほうの工程表、対応の仕方というふうな形が決まった暁には、また医師会さんと定期的に連絡会のような形を持っておりますので、新宿区としてはこのような形で切替えという形で対応していきたいということに関しましては、御報告をしっかりしたいというふうに考えてございます。
- 〇ひやま会長 古畑委員。
- **〇古畑委員** ありがとうございます。

新宿区ですと、多くのクリニックさんが医師会に入って御協力してくださっているんですが、一方では、新宿区特有の、医師会に入っていない、特に新宿駅とかはそういうクリニ

ックさんが多いかなと思いまして、そういう医師会に入っていないクリニックさんにはど ういったふうにお知らせしていくつもりでしょうか。

- **〇ひやま会長** 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 医師会のほうのパイプを通じて周知ができないような可能性のある 医療機関もあるかと思いますので、ちょっとそちらのほうの医療機関に対する新宿区の取 扱いの周知ということに関しましては、検討してまいりたいというふうなことでございま す。
- 〇ひやま会長 古畑委員。
- **〇古畑委員** ありがとうございます。

保険のことですので、クリニックの受付は何でも知っているんだというふうに結構患者さんは思っているというふうに僕も働いていて思いますので、ぜひ丁寧な説明をしていただけたらなと思います。

次に、こちらのほうをお聞きしていきたいんですけれども、こちら、オンラインで確認できるものをお手紙でお知らせするというところで、デジタル化とちょっと逆行しているところもあるのかなと思っていまして、まあこれは多分時間はかかっていくと思うんですけれども、最終的には全部オンラインでやってねとか、そういうのを目指していく方向というふうに理解していいんでしょうか。

- 〇ひやま会長 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 やはり国としては、全てマイナンバーカードで保険内容、税の申告なりというふうなところが一貫してできるサービスが望ましいという考え方の中では、こういったマイナ保険証を全国民の皆様にはお使いいただきたいというふうな形を究極的な目標としては目指しているんではないかと思います。ただ、それに至るプロセスの中で、今回マイナ保険証のひもづけに当たりましてはトラブルも何件かあったと確認しておりますので、ある程度時間をかけながら丁寧に対応していただきたいというふうな形で考えておるところでございますし、またそういったところで区でお手伝いとかそういうことができるんであれば、そういったところはしっかり推進をしてまいりたいというところでございます。
- 〇ひやま会長 古畑委員。
- **〇古畑委員** ありがとうございます。

やっぱりデジタルとかも、スマホを持っていない方もいらっしゃいますので、そこのとこ

ろは丁寧に進めていただけたらなと思います。

あと、資格確認書についてお伺いしたいんですが、マイナカードを持っていない人が原則、本人の申請に基づいて交付するというところで、結構高齢者の方とかが意外と持っていないのかなと思っております。一方で、高齢者の方ですと窓口負担が1割みたいなところがありまして、資格書がないと、今日は10割払ってくださいみたいな、えー、みたいな感じになっちゃうかなと思っていまして、この原則本人の申請に基づきというところで、申請していない方へは何かどういった対応をしていくつもりなんでしょうか。

- 〇ひやま会長 医療保険年金課長。
- ○井出医療保険年金課長 実際、保険証をマイナ保険証にしたんだけれども、マイナ保険証を持っていったら、例えば読み取りがバグでできないというようなケースも想定をされるものでございまして、それに関しましては、厚生労働省のほうから、例えばマイナ保険証の部分と、それからあとはスマホの画面で、2つ確認できればそのまま従来の保険証と同じような使い方ができるというような形でも、そういうふうなトラブル対策みたいなところも通知が出ていると聞いておりますので、そういったところを合わせながら、医療機関のほうに関しては負担がない形で受診ができるようにというふうなところができるんではないかなと。

今後、また実際、12月2日以降、本番を迎えるに当たりましてはいろいろな意見があるかと思いますので、そういったところもどういう形で厚労省がQ&Aを出してきて、対応方、最新なものという形で、最善なものという形で指示が出るのかなというところで、今後の国のほうの通知に関しては十分注意を払っていきたいというふうに考えているところでございます。

- 〇ひやま会長 古畑委員。
- **〇古畑委員** ありがとうございます。

やはり医療においてデジタルを進めていくというのは必要不可欠なことだと思いますので、 一方でやっぱりまだスマホを持っているのをある程度前提としているというところもあり ますので、ぜひまだまだスマホを持っていない方も多いでですし、そこのところは丁寧に 進めていただけたらなと思います。

以上です。ありがとうございます。

〇ひやま会長 ほかございますでしょうか。

(発言の声なし)

〇ひやま会長 よろしいでしょうか。

ただいま、幾つかの御意見が出されました。

最後に、改めて全委員の皆様にお伺いさせていただきます。

これらの意見を受けて、ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいませんでしょうか。

(発言の声なし)

〇ひやま会長 よろしいでしょうか。

以上で、諮問事項に係る質疑を終わります。

それでは、ただいまより諮問事項に対する答申についてお諮りをいたします。

会場にお集まりの委員の皆様には、挙手により採決を行いたいと思いますが、よろしいで しょうか。

(「異議なし」の声あり)

Oひやま会長 異議なしとのことです。

それでは、採決に入ります。

諮問事項「マイナンバーカードの健康保険証の一体化に伴う条例・規則の改正について」、 賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇ひやま会長 ありがとうございます。

賛成多数でございますので、本諮問事項を適当と認める旨、答申することと決定いたします。

審議事項については以上でございます。

こちらで本日予定していた質疑は終了となります。

最後に、区から御発言等ございますでしょうか。

区長。

〇吉住区長 スムーズな御審議をいただき、ありがとうございました。

本日の答申の趣旨を受けまして、令和6年第3回定例会に新宿区国民健康保険条例の一部 を改正する条例案を提出させていただきます。

本日は、御多忙のところ、またお暑い中御出席いただき、ありがとうございました。

〇ひやま会長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の令和6年度第1回新宿区国民健康保険運営協議会を 閉会いたします。

午後3時35分閉会